

刑事確定訴訟記録法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和4年3月 法務省刑事局

1 改正趣旨

本件は、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の施行による少年法（昭和23年法律第168号）の改正に伴い、18歳及び19歳の者について、少年法の適用において特例規定が整備されたことから、当局所管省令について所要の改正を行うものである。

2 改正内容

刑事確定訴訟記録法施行規則第2条の表第3号（1）に掲げる「少年法第45条の3第1項」に、「同法第67条第7項において読み替えて適用する場合を含む。」を加える。

3 施行期日

令和4年4月1日